

平成27年度 第1回環境に係る情報協議会 議事録

日時：平成27年5月27日(水) 14時50分～15時50分

場所：千波湖土地改良区 会議室（茨城県水戸市）

【開会】

事務局

本日は、お忙しい中にもかかわらず、御出席いただきましてありがとうございます。

これより、平成27年度第1回の環境に係る情報協議会意見交換会を開催したいと思います。

私、本日の進行役を務めさせていただきます、関東農政局事業計画課の小澤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、関東農政局国営事業管理委員会の委員長であります厨農村計画部長より挨拶申し上げます。

関東農政局農村計画部長

本日は、今年度第1回環境に係る情報協議会の開催に当たり、先生方及び関係機関の皆様方には、お忙しいところお集まりいただき、また、朝からお暑い中現地調査をして頂き、誠にありがとうございます。

本日は、来年度に着工を予定しております茨城中部地区の環境配慮計画書（案）について、それぞれ専門の立場から御議論をいただき、御意見を頂戴したいと思っております。

限られた時間ではございますが、さまざまな御意見、御指摘、また私どもに御示唆をいただければありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

本日御参加いただいております情報協議会の委員の先生方の御紹介をさせていただきます。

御専門が地域メディア論でいらっしゃいます、十文字学園女子大学教授の石野榮一委員でございます。

石野委員

石野です。よろしくお願いいたします。

事務局

御専門が水環境でいらっしゃいます、元千葉県環境研究センター水質環境研究室長の小倉久子委員でございます。

小倉委員

小倉でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

御専門が土壌物理学でいらっしゃいます、東京大学教授の溝口勝委員でございます。

溝口委員

溝口です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

本日、所用により欠席していますが、このほかに東京農業大学客員教授の平井一男委員がいらっしゃいますが、平井先生には先般、現地を回って見ていただき、御意見を伺っております。

委員の皆様、本日はよろしくお願いいたします。

（関東農政局、関係機関の出席者の紹介）

【委員長の選任について】

事務局

それでは、これより議事に入ります。

今年度の初回の会合ですので、委員長の選出から行いたいと思います。

委員長は、委員の互選により選出する、とあります。委員の皆様の互選により選出をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

特にございませんようでしたら、事務局の案といたしまして平成26年度に引き続き、溝口委員に委員長をお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局

御賛同いただけましたので、溝口委員に委員長をお願いいたします。

以降の議事の進行につきましては、溝口委員長をお願いいたします。

溝口委員長

委員長を仰せつかりました溝口です。よろしく御協力をお願いいたします。

議事次第がありますけれども、この議事次第に沿って一つ一ついきたいと思います。

今、(1)の委員長の選出が終わっているので、(2)の環境に係る情報協議会の情報公開の扱いについてということで、事務局から説明をお願いします。

【環境に係る情報協議会に関する公表の方針について】

事務局

本協議会の情報公開の方法につきまして、資料2をご覧ください。

公表の方法につきましては、協議会の開催はプレスリリースを行うとともに、関東農政局のホームページに掲載いたします。こちらで傍聴の事前の申し込みの御案内をいたします。

協議会の傍聴につきましては、傍聴可としたいと思います。傍聴は事前登録、人数制限を設けます。プレスの撮影は議事前までの頭撮りといたします。

議事録の公表でございます。こちらは関東農政局のホームページに掲載したいと思います。議事録には発言者の名前を記載させていただきたいと思います。

最後に、資料の公表です。審議会の当日につきましては、傍聴を希望して参加された傍聴者には配付いたします。議事録の公表時ですけれども、議事録とともに関東農政局のホームページで資料を公表したいと思います。備考といたしまして、会議に用いた資料の公表につきましては、希少生物の生息場所等、公表することにより環境保全に支障を及ぼす恐れがある情報は消した形で公表したいと思っています。

溝口委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明について委員の先生方、御意見ございますか。このままということでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

溝口委員長

では、このような方法で内容を公表していきますので、よろしくをお願いします。

続きまして、環境との調和への配慮に関する計画について、説明をお願いします。

【「茨城中部地区」環境配慮計画(案)について】

利根川水系土地改良調査管理事務所長

(資料-3「茨城中部地区」環境配慮計画書(案)を用いて説明)

溝口委員長

ただいまの説明に対しまして、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

では、私から。

34ページの環境配慮の理念、基本的な考え方で、キャッチフレーズが「子どもたちが自然とふれあえる農村環境の保全」とありますが、実際のところ今の子供たちはどのくらいふれあっているのですか。

昔のように子供たちが実際に田んぼにいないイメージがあります。このキャッチフレーズには賛成ですけれども、実態がどうかは気になります。

関東農政局整備部次長

直接のお答えは難しいのですが、62ページにあるような子供たちが参加する地域づくり活動は、多面的な支拂交付金の活動においても一部でなされているところです。今の現場の実態は先生がお感じになっている状況に近いと思っており、かつてのころのように子供たちがふれあうというキャッチフレーズは、意欲的に目標を掲げていると御理解いただいたくのがよろしいかと思います。

利根川水系土地改良調査管理事務所長

この環境配慮計画というのは、事業所ができた後に具現化していきます。そのとき、このキャッチフレーズを掲げておけば、実行していかなければいけないということで、事業所が開設されたら積極的に学校などに声をかけていこうということになります。本当は数字でお見せしたほうがいいのですが、データがとれていませんので、感覚として子供たちが自然とふれあうということは少ないんじゃないか、ということでこのキャッチフレーズを掲げさせていただいているところです。

溝口委員長

水土里ネットを通じて子供とふれあうのもありますが、実際にこのキャッチフレーズを実現するためには、地元の小学校の先生へのPR活動が重要な気がします。

小倉委員

せっかくキャッチフレーズに「子どもたち」という言葉を入れていただけたので、ぜひともその、象徴でもないですけど、何か子供と行う実施項目があればいいかなと思います。例えば、今日見せていただいたところでカエル対策がありますよね。これと子供を結びつける。計画全体で子供をどう入れるかというハードルが高くなってしまいますので、例えば「カエル救出大作戦」を子供たちと一緒にやるということ、始めていくことが手ではないかなと思っています。

溝口委員長

カエルと子供に関して、1カ月前に山口県の小学生の女の子が、水路に落ちたカエルを救う簡単な材料で出来る施設をつくったことがニュースになりました。ネット上では「天才小学生が現れた」と話題になっていました。この地域でも、アイデアを出す子供が現れたら面白いと思います。

利根川水系土地改良調査管理事務所長

小倉先生がおっしゃったように、自分自身で説明していて、キャッチフレーズが書いてある割には計画書(案)の項目にないと感じていました。ありがとうございます。ちょっと書き加えさせていただきます。

関東農政局農村計画部資源課環境保全官

都市農村共生・対流総合交付金という農水省の助成制度があり、児童を含め都市部の方々との交流の機会として、農作業体験や生き物観察会など交付金を使って活動に活用している地域もあります。このような交付金も積極的に活用したらいいと思います。

石野委員

元々の本体事業に関しては、特に関係者の方などから色々な意見を聞くという手続は取られていると思うのですが、環境的側面に関しては、農家以外の周辺の方々の意見をどういう形で反映していくかというのは大事になってくるのではないかと思いますね。

この地域の環境配慮の計画段階で、魚の生息域への配慮、外来種の対策というのはあるのですが、それが

地域の農家とか利害関係者以外の地域の方々の理解を前提に作られていかないと、最終的に工事が終わった後に維持管理や子供たちのかかわりなど後々に続いていかないのではないかと感じました。計画段階で地域の方の意向、意見を聞けるかというのが大事だと思うのですが、もう少し具体的にお話いただければと思います。

関東農政局整備部次長

平成13年に土地改良法が改正となり、事業の基本要件として必要性、技術的可能性、経済性に加えて、環境との調和への配慮が加わりました。

同時に、農家の方の同意を得て国営事業がスタートする前段で、計画概要について一般にも広く周知し、地域住民からも意見を聞くという手続を付加しました。専門の先生の助言を得る環境情報協議会が始まったのも平成13年の法改正を契機にしています。

このように地域住民の方の声を計画に反映する手続規程もできているのですが、環境に配慮すべきという一方で、国や県、市町と加えて農家の方の負担金で事業を行うという利害関係の度合いが農家と農家以外の地域の方々では異なるので、どうバランスを取るかというのが課題と思っています。計画の時点で検討いただいたことを、事業が始まってからも様々な方々に意見を聞いて個々の工事に反映していく努力が必要と思っています。

石野委員

落ちたカエルが上がってこられるような施設のアイデアが持ち上がるのではないかと話も溝口先生からありましたが、逆に、地元の方は本当に落ちたカエルを助けなくちゃいけないと思っているのでしょうか。どうでもいいという程度の思いなのに、規則に従って環境配慮が必要ですから造りましようとなると、迷惑だろうと思うのです。本当に地元の人が必要だと、大切だと思うような形に持っていければ良いのではと思います。

関東農政局整備部次長

御意見のとおりだと思います。

利根川水系土地改良調査管理事務所長

基本的に農家が自分のお金を払ってまで事業をやりたいというのは、便利に、効率性を上げたいからです。環境配慮と利便性というのは必ずしも相反するものではありませんけれども、一致するかといたら、どちらかと言えば相反するほうに近いのです。今までの経験からいうと、農家の方は排水路としてちゃんと機能を100%発揮するような頑丈な施設を造ってほしいと考えていると思います。何か支障物などがあると排水に障害が出ますから、確実に水が流れるようにしてほしい。農家の気持ちを考えたときに、環境配慮施設は難しいところです。

ただ、この事業は農家の方が負担するといっても、国の税金も使っているのです。国民のニーズも配慮しなくちゃいけないということでは、今回のように、先生方や色々な環境配慮のお話を聞いて、地元意見を伺います。そのような中で議論されて、維持管理に係る経費は地元も出していいよとか、ちゃんと草刈りも多面的機能の交付金を使ってやるよという話がまとまってから初めて、カエルが上る施設を造ろうかという話になってくると思うのです。

一方で、農家の方が環境配慮は重要だということで、造ろうという所もあると思います。そのような所はもう実施していると思います。どちらかという、効率性を求められる傾向にあるというのを感じています。しかし、茨城中部地区の方は環境配慮が重要だと感じているかもしれません。

茨城町生活経済部長

地元の活動の事例を申し上げますと、ブランド化しようということで特別栽培米をつくっている農家がいいます。このグループの中では水田魚道を設けようということで、生き物に配慮した活動も行っている方がいらっしゃいます。それがどんどん広がれば、5月29日にはラムサール条約の登録湿地として登録されるという見通しでありますので、それにちなんでふゆみずたんぼも徐々に始めていこうという動きになっていくと思います。

溝口委員長

カエルの脱出施設ですが、たんぼ側だけに設置するよう設計していますか。道側に設置すると、カエルが上がってきても全部車にひかれてしまいます。僕は小さいときに、ひかれてかわいそうだなと思っていましたが、そうならないように、はしごをつけるときにはたんぼ側だけにつけるという配慮も必要です。

小倉委員

今、水田魚道のお話を出していただけて、そのことを申し上げたかったのですが、保全対象の生物としてはカエルが特に出ていますけれども、魚類ももう少し検討の余地があるのではないかなと思いました。できる所とできない所があると思うので、水田魚道について検討していただければと思います。

現地でお尋ねしたときには、冬場には水がなくなるということでしたけれども、基底流量は生き物のために残すとか、可能であれば多面的機能ということで、かんがい期以外でも水を少し流すようにするとか、できることはあるのではないかなと思っています。

利根川水系土地改良調査管理事務所長

魚の話はわかりました。

冬水の話ですけれども、非かんがい期に水を流すことは難しいです。水利権というのがありまして、例えばこの水利権は河川からとか、それはかんがい期に農業用水に必要という形で認められて取水しています。非かんがい期に、場所によっては環境用水みたいな形で認められているところもありますけれども、河川に冬に水を流す能力がない場合は取水できないし、安定的に環境用水みたいな水を取れるかが一つの課題になってくると思います。

もう一つは、農家の方によっては、冬水を流すとたんぼが湿って乾かせないというのです。そういったクレームがつくことがあります。

小倉委員

水利権の問題は難しいので、湧水や川で取れるやりやすいルートがあればということです。

冬にたんぼが湿っているとまずいということ、よく農家さんからは聞くのですが、私は冬期湛水の調査を5年かけて水質という視点で調査いたしました。湛水しなくても湿っている状態を保つだけでたんぼの硝酸性窒素がぐっと減ります。

地球規模で問題になっている硝酸性窒素の問題を水田の働きが解決してくれているわけです。これは電気や薬品を使った処理の費用や手間と比べたら、水田に湛水する方が硝酸性窒素の浄化力が大きくなるのではないかなと思っています。

今でも、かんがい期だけ水田に湛水するだけでも水田は非常に硝酸性窒素を浄化してくれるのですけれども、農水省の方があまり宣伝なさっていないのです。かんがい用水と生き物への配慮という視点で考えれば、費用対効果を考えたらポンプ代も決して無駄ではないと思っています。

水田魚道のお話がありましたが、魚道をつくっているところのお米をブランド米として売り出しているところもありますし、付加価値をどう付けるかというのがこれからの農業の一つの大きなポイントだと思います。周辺住民というのは消費者なわけです。消費者の応援があってこそ農業だと思いますので、ぜひ両方が仲よくお互いに良い関係にしていけたらいいかなと思いますので、その橋渡しというのが農水省さんを始

め皆さん方のお力をお願いしたいなというところです。

関東農政局整備部次長

我が国で水田農業が存在していること自体が地球環境や日本の国民全体に役立っているということ、農林水産省はもっと声を大にして発信すべきだとの趣旨で叱咤と激励をいただいたのだと思っています。それぞれの事業の中でも、地道にやっていくことが大事だなと承りました。

小倉委員

農家からこんな何でやる必要があるのだとか、そういう反論や御意見が出たら良いことだと思う。そこから話し合いができれば良いと思うので、工夫していただけたらと思います。

石野委員

ラムサール条約ですが、日本ではラムサール条約の湿地が登録されたのはそれほど多くはない中で、そのラムサール条約の登録湿地の近くにあるいうところをもう少し配慮計画の中に取り入れたらいかがでしょうか。せっかくのこういう絶好の機会に採択されたわけですから、周りの方や色々なところへのアピールポイントにもなるのではないかと気がします。

溝口委員長

事務局のほうで、今日御欠席の平井先生から意見を聞いていますか。

事務局

この場で御紹介させていただきたいと思います。

平井先生の御意見としまして、大区画ほ場に整備するという事業による環境への影響を判断するために、土地を大区画したことによるものなのか、農業やその他の要因のものか判断できるように、事業実施後の生物について調査確認したほうがいいのではないかと。その際、配慮対象としている水生生物のみならず、例えば昆虫類の調査もして、生態系全体として調査をしていくのが有効なのではないかということをおっしゃっていました。

また、事業実施後の状況を踏まえてモニタリングの実施を検討するならば、その旨計画書に記載したらどうでしょうという御意見をいただいております。

全体としましては、現地を調査させていただいて、水田が沢山あり、自然豊かな地域であることがわかったというようなコメントがございました。

溝口委員長

ありがとうございました。他にありますか。

小倉委員

千葉県内でナガエツルノゲイトウという外来植物がちょっとした切れ端でも繁殖してしまって、手がつけられない状態になってしまっています。オオフサモも特定外来生物ですので、気にしないで工事すると、工事によって拡散してしまいますので、注意をお願いしたいと思います。

石野委員

外来生物と保護すべき生物を一緒に記載すると、外来生物を保護するのかなという印象を持ってしまいます。そこは少し分けて記載するとわかりやすいのではないかなと思います。

利根川水系土地改良調査管理事務所長

わかりました。

溝口委員長

ほかに御指摘ございますか。

では、私の進行役を事務局にお返しします。

事務局

溝口委員長、議事の進行を誠にありがとうございました。
それでは、閉会の挨拶を村岡部次長より申し上げます。

【閉 会】

関東農政局整備部次長

本日は本当にお暑い中、貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。地元関係者の皆様も御協力ありがとうございました。

「子供たちがふれあえる」というところをどう具体化していくか、生態系保全のために冬期湛水が有効ではないか、ラムサール条約の登録を契機とした情報発信も必要ではないか、といった点をはじめ貴重な御意見をこれからの対応に生かして参りたいと思っております。

本日は誠にありがとうございました。

事務局

以上をもちまして、本日の環境に係る情報協議会を終了いたします。ありがとうございました。